

保育時間に關する諸問題(二)

堀 七 藏

三

前述の如く東京女子高等師範學校附屬幼稚園に於ける保育時間は一週二十五時間と規定せられてゐますから、毎日の保育が始まる時刻と保育の終る時刻は季節によつて變化をいたしますが、一日大體四時間半の保育時間になつてゐます。そして

期 間	登 園	退 園
四月八日より五月三十一日まで	午前九時より	午後一時半まで
六月一日より六月三十日まで	午前八時半より	午後一時まで
七月一日より同十日まで	午前八時半より	午前十一時まで
九月十一日より同廿日まで	同	
九月廿一日より同十一月三十日まで	午前九時より	午後一時半まで
十二月一日より翌三月二十日まで	午前九時半より	午後二時まで

となつてゐます。それで大多數の幼兒はこの規定時刻までに登園し、規定の退園時刻には退園するのであります。しかしここで登園してゐる幼兒が東京市並に市外から通園するのでありますから、幼兒は單獨に通園することが出来ません。交通が頻繁であり、車馬の危険がありますから附添人なくては通園することができない實情であります。幼稚園本來からいへば幼兒が危険なく徒歩で通園出来る位の距離でなくしてはなりませんが、大都會の幼稚園には中々困難な事情があります。それで東京女子高等師範學校附屬幼稚園では附添人を以て幼兒の送迎をなすことに定めてあります。兄姉が附屬小學校又は女學校に在學してゐる場合には共に通園するものも少くありませんから、事實幼稚園の規定時刻よりも早く登園するものがあり、また規定の時刻よりも遅く退園するものもあります。従つて規定の時刻よりも早く幼兒の幼稚園生活が始まり、規定よりも長い保育時間になる實情にあります。

四

元來幼稚園は小學校その他の學校の如く、鐘や鈴やまた電鈴時報で保育が始まるべきものではありません。幼兒が登園すると共に幼兒の幼稚園生活が始まるのでありますし、幼兒が退園するまで保育時間がであります。

幼兒がるても保育時間でないから幼兒の獨り遊びに任せ置き、幼兒を放任して置くが如きことは誠に亂暴な話であります。小學校以上で生徒が相當成長發達してゐる場合でも生徒を放任して顧みないこ

とは教育上宜しくないので、毎日當番があつて兒童生徒の指導監督をなすべきものであります。實際どこの學校でも看護當番があつて相當な任務を果してゐるのであります。小學校や中等學校などで兒童生徒の學校生活の中に教授時間が獨立してその大部分を占めてゐる場合には、休憩時間や自習時間などは相當な指導監督をなすために當番だけを設けて置くことは、蓋し止むを得ざる學校管理上の問題であります。しかしそれを幼稚園にも適用することは餘程考量を要するのであります。第一に幼稚園に於て保育時間と休憩時間とを分化させる事が抑々問題であります。保育時間には保姆は幼兒の保育をなすが、休憩時間は保姆は休憩するので幼兒を自由遊びに放任するといふが如きは、幼稚園保育の根本精神に反するものであります。幼兒の生活は保育時間と休憩時間とに區別すべきものでなく、幼兒が幼稚園にある全時間が保育時間たるべきものであります。若し休憩時間を特設するならば、それは幼兒の休憩時間ではなく保姆の休憩時間であります。我が國の幼稚園には休憩時間の特設せられてゐる所がありますが、世界各國どこに行つてもどこの幼稚園でも保育時間と休憩時間との區別を立て、休憩時間に幼兒を放任して保姆が休憩し茶をのみなどしてゐるところは一ヶ所もありません。その筈で全幼稚園生活を通して保育が行はねばならず、十五分でも二十分でも保姆が幼兒を放任して置くが如きことは誠に不合理であります。只いろいろの事項を教授することだけを保育となすならば幼兒が自由遊をなすのは保育でなく、それは幼兒のしたい放題にさせて置くとも差支ないといふ理論が立つかも知れません。しかし眞

の幼児の幼稚園生活全體を通して絶へず行はるべきもので、保育項目によりてのみ保育をなすものでないことを理解すれば、幼児が幼稚園に在る間は常に保姆は幼児と共に生活し、その間に適切な指導監督を怠る譯にゆきません。即ち幼児の幼稚園生活には休憩時間がないのでありますから、保姆は勝手に休憩時間を設けて幼児を放任するが如きことは、甚だ面白くないと思はれます。幼児が幼稚園にある間、四時間も五時間も保姆が休憩なしには動まるものでないといふならば、保姆が交替して休憩するのも止むを得ません。また幼児にいろいろの自由遊をさせつゝ保姆が腰掛けて休むともそれは不都合であります。要は幼児の幼稚園生活が間断なく行はれ、その間に危険な行動や不良な行爲が行はれず、幼児の生活が順良に行はれるやうに指導し監督すればよいのであります。全保育時間を通じて保姆が幼児と共に飛びまはり、幼児に卒先して活動し、幼児を引まはし常に發動的に幼児の生活を抑制せねばならぬものではありません。幼児の生活を單に指導して消極的に幼児の自由活動を助長すべき時間も、當然含まれてゐるのであります。積極的に保育をなす時間もあり、消極的に保育をなす時間も勿論あるべきであります。しかし保育作用が全く行はれないが如き休憩時間が毎日あるべき筈のものではありません。保姆が休養するが爲めの休憩時間は甚だ面白くないものであります。それで東京女子高等師範學校附属幼稚園では幼児が登園すると直に保育が始まり、幼児が退園するまで間断なく保育が行はれることを原則とし、保育時間と休憩時間との區別がなく寧ろ全然休憩時間の特設をしてゐないのであります。從

つて保母は保育時間が始まると常に保育室又は遊戯室運動場にて、幼児と共に生活しその間に保育を行つてゐるのであります。従つて小學校や女學校などとは全く異つて、幼児の生活に間断なきが如く保育も間断なく行はれるのであります。近時小學校に於ても兒童の生活による教育、兒童生活を通しての教育が高潮せられ、自由教育であるとか、個別學習であるとか、また合科教授であるとか、いや教授ではない學習であるとか、作業主義の教育、勤勞主義の教育、體驗尊重の教育などいろいろの主張がありますが、何れも皆兒童の生活を尊重する精神に於て一致する所がありませう。幼稚園こそ眞に幼児の生活に即し、生活によつて生活を通して、生活ながらの教育を行はるべきものであります。これが小學校では新教育として高潮せられ實行せられつゝあるに、幼稚園では四十人を一人掛の腰掛にて保育室に收容するのが保育時間で、それが四十五分、それから十五分の休憩時間があつて幼児は勝手に遊び、保母は保母室にてお茶をのみ雑談に花を咲かすといふが如き幼稚園が多いといふことは、正に天下の珍現象、時代逆行といふか、時勢おくれと稱すべきか、明治十五六年頃の保育そのまゝが、昭和の現代に於て平氣に行はれてゐるといふべきか何と形容すべきかを知らないのであります。尤も保育時間と休憩時間とを設ける方が保母に便宜であるからと主張するならば、決してそれに反対するものではない。保母のための保育ではない幼児を保育するのが幼稚園であることを反省し、幼稚園本來の目的を考へる時は休憩時間を設けて幼児を放任するが如きことは誠に寒心すべき次第であります。

五

幼児の生活に時間割がない如く、幼稚園にも保育時間割はなくとも決して不都合ではありません。既に述べた如く幼稚園は幼児の生活によつて保育するものであり、幼児を楽しく幼児の生活をなさしめるのが保育でありますから、保育項目を教授するのではありません。積極的に保育作用を考へても保育項目にそれ／＼時間配當をせねばならぬ理由を生ぜぬのであります。遊戯は毎日行はねばならぬとか唱歌は一日置きには非練習せねばならぬとか、折紙を一週に一種教授せねばならぬとか、粘土細工は一週に是非二回行はねばならぬとか、それが十五分づゝでなくてはならぬとか、三十分ではいけないとかいふが如き規定は幼稚園令にないことは、誰も御承知でありますまいし、また誰もかゝる規定をなすだけの理由もありませんし、主張もいたしません。從來やつてゐたからやるのであると主張しても、それに如何なる論據があり理由があるか。小學校などでは教育全般から通觀して修身は一週二時間とか唱歌は一時間とか、いろいろ教科配當時數が規定せられてありますから、従つて一週の時間割も出來る譯であります。それでも合科學習と稱して從來の如き時間表を全く設けず學習させることを實行するが如きことも行はれ、またダルトン案やプラトウーンプランの如き、或はウイネットカプランと稱するが如き改善案が實施せられてゐるのであります。ダルトン案では教師の方から學習の問題を與へて置き、兒童は自由に研究學習をするもので、從來の如き八ヶましい時間割によつた教授を行はないものであります。またダ

ラトウーンプランは教師も教室も十分の能率を發揮するが爲めに、午前、午後に一回づゝホームルームとスペッシャルルームと大交替をなすのであります。このラトウーンプランでは比較的八ヶましい交替が行はれるために時間割がありますから、その本場の米國でも幼稚園には適用してゐません。またウイネツカプランでは算術國語などでは一定の進度程度を豫定し、それを學習するには個別的となし各自の能力に應じた學習をなすやうに仕組み、趣味的の教科は勿論各自の欲するものその能力によつてそれゝゝ學習する方面を異にするといった教育法であります。何れもそれゝゝ從來の時間割によつて生徒を束縛し、一齊に詰込主義の教授をなすこと改善するが爲の教育法であります。然るに幼兒の生活を一層尊重せねばならぬ幼稚園に於て、舊式の小學校を模して保育時間割を嚴格に定めて之を實行するが如きことは、フレーベルが幼稚園を創始せる當時の精神にく根本的に背反するものであります。

六

米國ニューヨーク市にあるコロンビヤ大學附屬幼稚園では、次のやうな時間表があります。これは我が國の保育時間表とは大に異なるところがありませう。

一の組（歳二歳半より四歳までの幼年組）

一、午前八時四十五分より九時四十五分

登園、更靴、作業。この間に幼児が全體出席する譯であります。早く來たものは各自すみやな作業をしてゐます。

二、九時四十五分より十時まで

小用をなしランチの用意をいたします。

三、十時より十時半まで ランチ

四、十時半より十時五十分まで

ランチ後の休息をする譯であります。保育室で幼児が休息し保姆も保育室で休息せる幼児の看護をするもので、我が國の休憩時間とは大に性質が異なるものであります。

五、十時五十分より十一時二十分まで

音楽

六、十一時二十分より十二時まで

お話、更靴、遊戯（天候の許す限り成るべく戸外で行ふものであります）。そして十一時に歸宅するので毎日三時間の保育であります。

一の組（四歳より五歳）、二の組（五歳より六歳）

一、八時四十五分より十時まで

登園、更靴、作業、

二、十時より十時半まで

会話の集り、唱歌、リズム、

三、十時半より十一時まで

ランチの用意、ランチ、

四、十一時より十一時十分まで

休憩、

五、十一時十分より十一時半まで

更靴、皿洗ひ、ち話、

六、十一時半より十二時まで

色々の運動、例へばグーフ、戸外遊戯、樂隊、散歩等をなすのであります。

七、十二時

歸宅

以上は單に一例を示す時間表で、時宜により變更して差支がないことになつてゐます。天候の許す限り成るべく戸外遊戯を奨励することになつてゐます。尙ほコロンビヤ大學附屬幼稚園と併置せられてゐる小學校低學年の時間表を参考までに掲げませう。尤も日々學課によつて異つてゐるが表はその一例であります。

一、八時四十五分より九時四十五分まで 作業

二、九時四十五分より十時十五分まで 音楽

三、十時十五分より十時半まで 休憩

四、十時半より十一時まで

ランチ、休息

五、十一時より十一時半まで

授業——読み方

六、十一時半より十一時五十分まで

體操

七、十一時五十分より十二時半まで

授業、讀方、お話、ドラマ、又は遠足

八、十二時半

歸宅

これが幼稚園と連絡せる小學校低學年の時間表の一例であります。かく進歩せる幼稚園や小學校では我が國の所謂時間表とは大に趣を異にしたものを探用してゐることを注意せねばなりません。單に時間表だけは國情が異りますから必ずしも模倣する必要がありませんが保育の精神は大に参考とせねばなりません。幼兒の生活を尊重し、幼兒の生活によつてその心身を健全に發達せしめ善良なる性情を涵養する眞の保育には授業時間表は全く必要がないことを眞に理解せねばなりません。

七

しかし實際一つの幼稚園に保育の組が幾つもある場合にはいろいろの必要から大體時間表の如き豫定を定めて置く必要がありませう。遊戯室が衝突したり、ピアノやオルガンの引張り合となつたり、運動用具が不足で喧嘩になつたりするが如き現象は實際に起り得ることであります、また粘土細工の如きは全體の組が一齊の時間に行はれる方の便宜であるといふ幼稚園もありませうし、また粘土の準備上三

組も四組も一時では大變に困るといふ場合も多いことであらませう。更に活動寫眞をやるとか、人形芝居をなすとか商遊をなすとかいろいろの行事をなす場合に一組だけの便宜なものもあり、他の組の参加を必要となす作業もありますから實際に於ては大體の豫定表を必要とするのであります。毎日全くの豫定なくして幼兒の生活に全然任せて各自の自由に遊ばせるだけの力量があり、その間に各幼兒に適切な保育をなすことが出来るならば、この上もありません。しかし、只行當りばつたりでは實際上困ることが多いのでありませう。それで各組にそれへ大體の時間豫定表を作製し置き、幼稚園全體として十分の管理が行はれ、しかも各組に適切なる保育、更に各幼兒の個性に順應して適切なる取扱をなすことが肝要てあります。

